

TOKAI グループ労働安全衛生に関する体制・取組みについて

■労働安全衛生の推進体制

安全衛生を推進するため、グループ安全衛生責任者会議を設置し各事業所の統括安全衛生管理者、労働衛生コンサルタント等と年3回会議を実施し、安全衛生に関する情報の共有、施策の推進状況の確認、今後の施策検討等を行っています。

また、各事業所安全衛生委員会では統括安全衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者、安全衛生担当者、産業医、労働組合等を通じて施策を実施し、マネジメントサイクル（PDCA）を回し、目標や施策の浸透を図っています。

■ 労働安全衛生に関する取組み

過去の発生件数、頻度を中心に危険源を洗い出し重点項目を以下のように特定しています。

1. 転倒による労働災害を防止する

- 安全教育の実施
- 安全装具（墜落時保護用ヘルメット等）の着用徹底
- 時間にゆとりを持って行動する

2. 不安全な行動を防止する

- 手順書を作成、見直しし、遵守する
- 確認作業は、指差し点呼を徹底する
- 安全啓発ステッカーを貼付し、「ご安全に！」を復唱する
- 正しく器具用具を使う

3. ヒヤリハット活動を推進する

- 遭遇したら安全衛生担当へ報告する
- 部門ごとの報告を各委員会で共有する。

4. 通勤災害・交通事故による労働災害を防ぐ

- 時間に余裕を持って出勤する
- 「かもしれない」運転の徹底
- 一時停止の「完全静止」と横断歩道での歩行者優先
- 適切な車間距離を保つ